

砂川市訓令第3号
令和8年2月1日

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱（平成26年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会

委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	総務部長
	総務部審議監
	市民部長
	経済部長
	建設部長
	教育次長
	市立病院事務局長
	消防長
事務局長	保健福祉部長
事務局次長	ふれあいセンター所長
事務局員	ふれあいセンター主幹
	ふれあいセンター管理係長
	ふれあいセンター保健予防係長

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。